

北海道庁旧本庁舎条例（仮称）素案

1 設置の目的

歴史的な価値を有する建造物である北海道庁旧本庁舎（以下「旧本庁舎」という。）の保存、公開等を行うとともに、北海道の歴史、文化及び観光に関する情報を発信することにより、道民の文化の向上及び活動の促進並びに観光の振興を図るため、旧本庁舎を設置する。

2 旧本庁舎が行う事業

- (1) 旧本庁舎の保存及び公開に関すること。
- (2) 旧本庁舎に関する資料その他北海道の歴史、文化及び観光に関する資料を保管し、及び展示すること。
- (3) 旧本庁舎の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (4) その他旧本庁舎の設置の目的を達成するために必要な事業

3 指定管理者による管理等

- (1) 指定管理者による管理
旧本庁舎の管理は、指定管理者に行わせるものとする。
- (2) 指定管理者が行う業務
指定管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 2に掲げる事業に関すること。
 - イ 旧本庁舎への入館や施設等の利用、資料の貸出し等の承認に関すること。
 - ウ 施設等の維持管理に関すること。
 - エ その他知事が定める業務

4 管理の基準等

- (1) 開館時間・休館日等

開館時間	午前8時45分から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年1月3日まで
その他	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。
- (2) 利用の承認及び基準等
 - ア 旧本庁舎に入館し、又は施設等を利用しようとする者（前庭にあつては、その一部を独占して利用しようとする者に限る。）は、指定管理者の承認を受けなければならない。

イ 指定管理者は、旧本庁舎の管理運営上必要があると認めるときは、利用の承認に条件を付することができる。

ウ 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用の承認をしてはならない。

- ①利用の目的が旧本庁舎の設置の目的に反するとき。
- ②公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- ③施設等を損傷するおそれがあるとき。
- ④その他旧本庁舎の管理運営上支障があると認められるとき。

エ 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

オ 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- ①この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- ②虚偽の申請その他不正な手段により利用の承認又は変更の承認を受けたとき。
- ③利用の承認時に付された条件に違反したとき。

カ 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、利用の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(3) 特別利用の承認

ア 旧本庁舎に関する資料（展示しているものを除く。以下「旧本庁舎資料」という。）の閲覧、模写、模造、撮影及び複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

イ 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

ウ 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が指定管理者の指示に従わずに特別利用を行ったときは、その承認を取り消すことができる。

(4) 模写品等の刊行等の承認

旧本庁舎資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(5) 資料の貸出し

ア 旧本庁舎資料は、博物館の長、図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。

イ 旧本庁舎資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の承認を

受けなければならない。

(6) 指定管理者の指示等

指定管理者は、旧本庁舎の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

5 利用料金

- (1) 利用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。
- (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- (3) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (4) 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- (5) 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。